

さくらグループの適格請求書について

お客様各位におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりました。

そこで、当グループの適格請求書発行につきましては、以下の対応とさせていただきたいと存じます。今後とも、さくらグループをどうぞよろしくお願い申し上げます。

記

・さくらグループの適格請求書については、媒介者交付特例（次葉参照）に基づき、さくらグループの請求書発行事務および集金事務を委託している株式会社さくらビジネスサービスの名称および適格請求書発行事業者登録番号が記載されたものを交付いたします。

・さくらグループ各社の適格請求書発行事業者登録番号は以下のとおりです。

- ① さくら税理士法人 T7-4800-0500-2268
- ② さくら社会保険労務士法人 T3-4800-0500-2271
- ③ 株式会社さくらビジネスサービス T3-4800-0100-0519

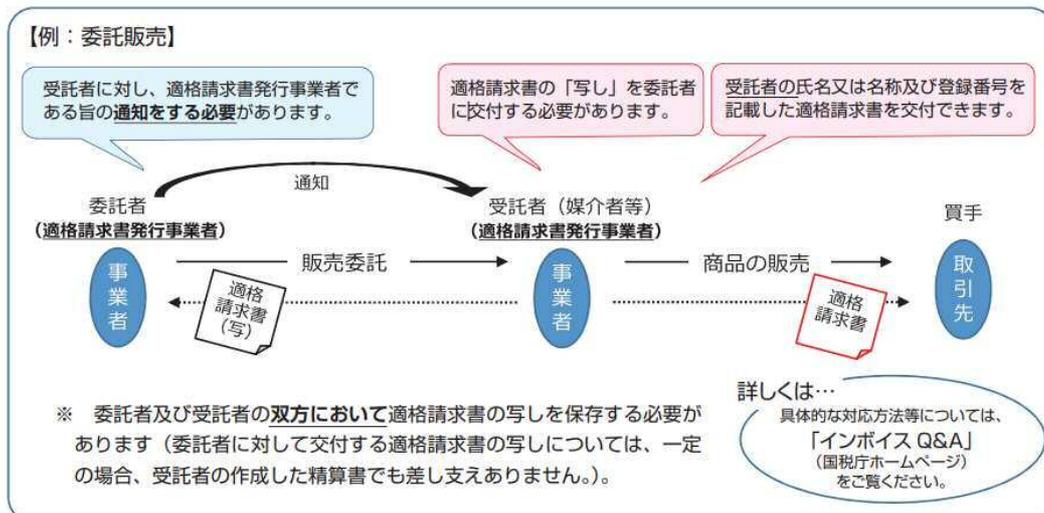
以上

【参考】媒介者交付特例のイメージ

委託販売を行う場合、委託者・受託者（媒介者等）の双方がインボイス発行事業者であれば、媒介者等が自己の名称・番号を利用してインボイスを発行できます。

なお、ここでいう媒介者は、委託販売だけではなく請求書の発行事務や集金事務といった商品の販売等に付随する行為のみを委託している場合も対象となります。

したがって、さくら税理士法人・さくら社会保険労務士法人・(株)さくらビジネスサービスのいずれのサービス提供に関わらず、(株)さくらビジネスサービスの名称で発行する適格請求書の保存をお願い申し上げます。



【参考】売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。